

実質化された人・農地プラン

| 市町村名 | 対象地区名（地区内集落名） | 作成年月日 | 直近の更新年月日 |
|------|------------------|-----------|-----------|
| 大田原市 | 湯津上地区 (湯津上地区) | 令和3年3月25日 | 令和4年2月10日 |

1 対象地区の現状

| | |
|---|-----------|
| ①地区内の耕地面積 | 337.40 ha |
| ②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計 | 256.71 ha |
| ③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計 | 53.22 ha |
| i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計 | 21.42 ha |
| ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計 | - ha |
| ④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 (備考) | 47 ha |

2 対象地区の課題

| |
|---|
| <p>土地改良済の農地が多く、比較的耕作条件はいいが、年齢層が50代、60代が主となっており、後継者不足が問題である。集落営農組織があるが、高齢化が進行している。</p> <p>湯津上（上）は果樹や畑が多く、後継者不足、人手不足が問題となっており、湯津上（下）は一部水不足が深刻である。</p> |
|---|

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

| |
|---|
| <p>土地改良済の農地は、今後も貸借が見込めるので、7名の担い手を中心に集積、集約化を推進していく。</p> |
| <p>多面的機能支払の活動で景観を維持しながら、農地を保全していく。</p> <p>湯津上（下）の水不足については、これまで通り日割りで管理し、川下まで水が行き届くように話し合いを行い管理していく。</p> |

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

| |
|--|
| <p>多面的機能支払の取組方針</p> <p>耕作放棄地の発生防止、地域のコミュニティ形成及び景観の維持につなげていくためにも、当該活動を引き続き継続させていく。</p> |
| <p>担い手の受け入れに関する方針</p> <p>土地改良済の農地を中心に、地区内の貸借を循環させ、賄えない場合は、地区外からの担い手への受け入れを検討していく。</p> |